

瀬戸市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び瀬戸市議会会議規則（昭和32年瀬戸市議会規則第1号）第12条の規定により提出します。

令和6年12月17日

瀬戸市議會議長 小澤 勝 殿

提出者 瀬戸市議會議員

三木 雪実

賛成者

" 高島 浩

" 馬場 みゆき

" 中川 昌也

" 宮薗 伸仁

" 富田宗一

" 浅井 寿美

6年議員提出第7号議案

瀬戸市議会委員会条例の一部を改正する条例

瀬戸市議会委員会条例（昭和41年瀬戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(招集) 第12条 <省略> <u>(委員会の開会方法の特例)</u> 第12条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開くことができる。ただし、第17条第1項の秘密会は、この限りでない。 (1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合 (2) 出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合 2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。 3 第1項の規定により開く委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法	(招集) 第12条 <省略>

<p><u>その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第15条 <省略></p>	<p>(委員長および委員の除斥)</p> <p>第15条 <省略></p>
<p><u>2 前項の委員長又は委員が、第12条の2第2項の規定により許可を得て、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。</u></p>	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、委員会のオンラインによる方法での開会を可能とするに当たり、瀬戸市議会委員会条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。